

J L A 強化指定・日本代表公式ユニフォーム着用規定

日本ライフセービング協会
スポーツ育成委員会

■着用の規定

- 1) 強化指定選手および日本代表選手に任命された者は、その自覚と誇りを持って公式ユニフォームを着用すること。
- 2) 強化指定選手およびJHP P（合宿等）に参加する場合は、原則として指定された公式ユニフォームを着用すること。特に、日本代表選手として各種行事に参加する場合は指定された「J L A公式ユニフォーム」（以下 公式ユニフォーム）を着用すること。

■保管

強化指定選手および日本代表選手は、支給されたJHP Pおよび日本代表選手の公式ユニフォームを常に清潔に保つように心掛けること。

■返還

強化指定選手および日本代表選手から除籍された場合は、直ちに支給された公式ユニフォームを返還すること。

■禁止事項

- 1) 公式ユニフォームは第三者に譲渡、貸与ならびに売却すること。
- 2) J L Aが許諾する以外の商標およびマーク等を、公式ユニフォーム（身体ペイントも含む）につけないこと。
- 3) 強化指定選手および日本代表選手は、J L Aの事前承認なく第三者等の商業目的の宣伝活動に公式ユニフォームを着用して出演ならびに協力してはならない。
- 4) 3) においては、必ず事前にJ L A事務局に問合せること。
- 5) 公式ユニフォームは、JHP P以外で出場する大会での使用を禁ずる。
- 6) 公式ユニフォームを意図的に毀損・加工すること。

■届出の義務

公式ユニフォームを紛失、盗難または破損した場合、速やかにスポーツ育成委員会またはJ L A事務局にその旨を知らせること。

以上

改定 2016年11月23日制定